

資料E

「平成16年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」に関する意見の募集について

平成15年12月24日
厚生労働省医薬食品局血液対策課

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画を定めることとされています。

本計画につきましては、平成16年1月開催予定の薬事・食品衛生審議会血液事業部会（厚生労働大臣の諮問機関）において、審議される予定です。

今般、同部会における検討の参考とするため、以下の要領により、広く御意見を募集することとしました。

いただいた御意見については、原則として、薬事・食品衛生審議会血液事業部会の場において配布し、公表いたしますが、個別に回答することは予定しておりませんので、その旨御了承ください。

<意見・情報募集要領>

1. 対象

「推進計画（案）」（PDF：102KB）に対する御意見を募集します。

2. 募集期限

平成16年1月14日（水）（必着）

3. 提出方法

〔意見・情報提出用紙〕の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

なお、電話による御意見はお受けできかねますので、あらかじめ御了承ください。

○電子メールの場合

アドレス：h16kenketsu@mhlw.go.jp

電子メールで送付される場合、ファイル形式をテキスト形式としてください。

また、タイトルを「推進計画（案）に対する意見」としてください。

○ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3507-9064

厚生労働省医薬食品局血液対策課宛

○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局血液対策課宛

[意見・情報提出用紙]

厚生労働省医薬食品局血液対策課宛
「平成16年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」に関する意見の募集について

氏名：
会社名／部署名：
住所：
電話番号：
御意見：

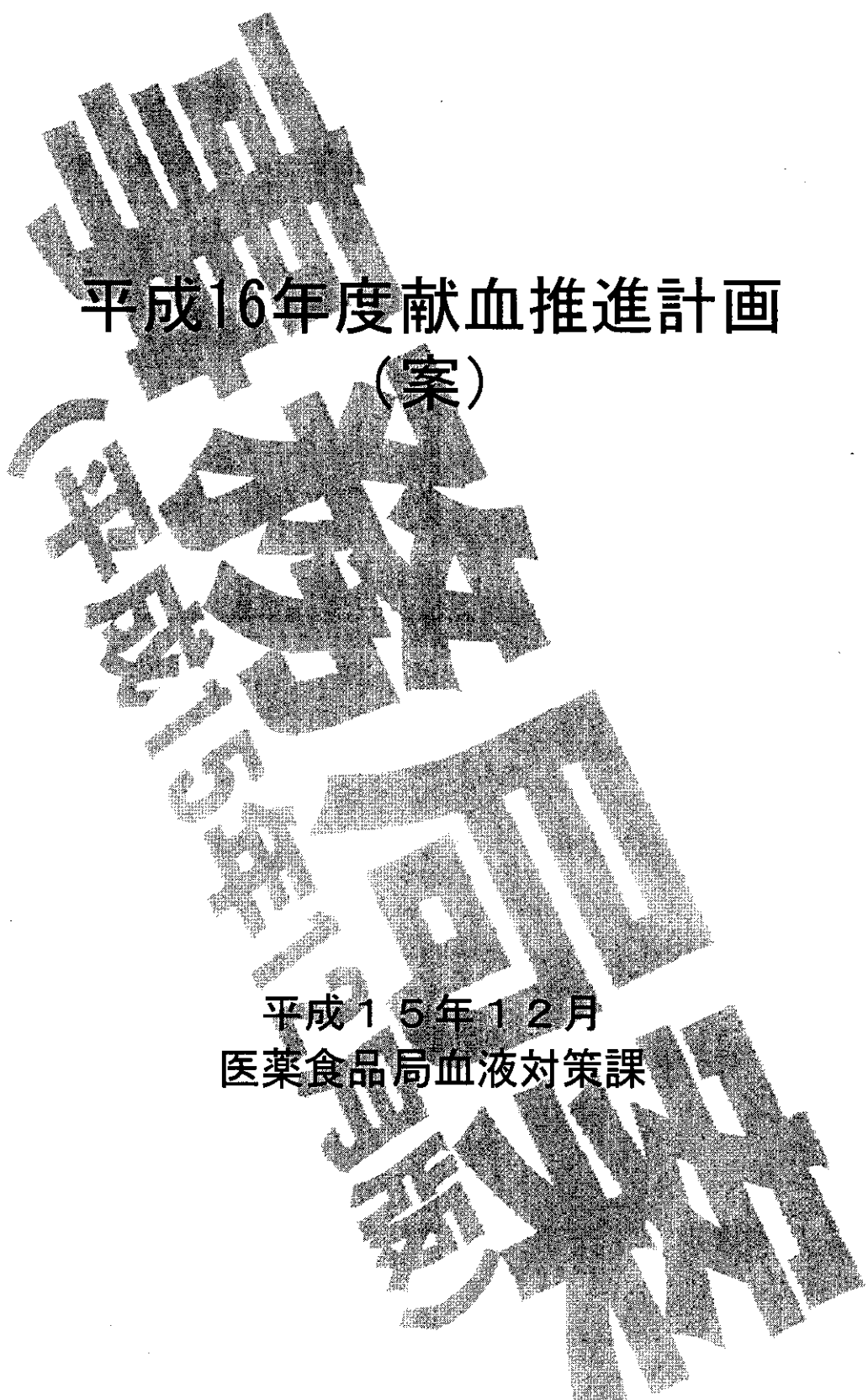
なお、いただいた記載内容については、住所、電話番号を除きすべて公開される可能性があることを御承知おき下さい。

4. 参考資料

- 「平成15年度の献血の推進について」の実施状況等一覧(PDF：28.6KB)
※ 実施状況別紙(PDF：20.8KB)
- その他の参考資料については、「[血液事業の情報ページ](#)」をご覧ください。

5. 問い合わせ先

厚生労働省医薬食品局血液対策課
電話 03-5253-1111(内線 2915)
直通 03-3595-2395



平成16年度献血推進計画 (案)

平成15年12月
医薬食品局血液対策課

目次

| | |
|-------------------------------|---|
| 前文 | 1 |
| 第1節 平成16年度に献血により確保すべき血液の目標量 | 1 |
| 第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項 | 1 |
| (1) 献血に関する普及啓発活動の実施 | 1 |
| ① 「愛の血液助け合い運動」等の実施 | |
| ② 献血運動推進全国大会の開催等 | |
| ③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催 | |
| ④ 献血推進協議会の活用 | |
| ⑤ 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発 | |
| (2) 献血の推進に際し、配慮すべき事項 | 3 |
| ① 献血者が安心して献血できる環境の整備 | |
| ② 血液検査による健康管理サービスの充実 | |
| ③ 献血者の利便性の向上 | |
| ④ 献血者登録制度による献血者との連携の確保 | |
| ⑤ まれな血液型の血液の確保 | |
| ⑥ 複数回献血の推進 | |
| ⑦ 採血基準の在り方の検討 | |
| ⑧ 検査目的の献血を防止するための対策の検討 | |
| (3) その他関係者による取組 | 4 |
| 第3節 その他献血の推進に関する重要事項 | 4 |
| (1) 献血推進施策の進捗状況等に関する確認・評価 | |
| (2) 災害時等における献血の確保等 | |

平成16年度の献血の推進に関する計画（案）

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める平成16年度の献血の推進に関する計画である。

第1節 平成16年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 平成16年度には、全血採血により〇万リットル及び成分採血により〇万リットル（血小板採血〇万リットル及び血漿採血〇万リットル）の計〇万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、国民に対し、教育及び啓発を行うものとする。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民に献血に参加していただくため、地域の実情に応じた啓発を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。そのため、献血者に必要な情報を提供すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかけることが求められる。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、国民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について正確な情報を伝える必要がある。また、各種の普及啓発を実施するとともに、献血者等の意見を踏まえ、その手法等の改善に努めることが必要である。さらに、血液製剤の安全性を確保するため、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう周知徹底する必要がある。
- ・ これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する必要がある。

① 「愛の血液助け合い運動」等の実施